

Q 60歳以上の者に限定して募集できるか

A 60歳定年を迎えて継続雇用をされずに、離職する方がいるほか、高年齢者の再就職は他の年齢層に比べて困難なことが多いことから、60歳以上の者に限って募集・採用する場合には年齢制限をすることを許容し、高年齢者の雇用を促進することとしています。

なお、60歳以上の者に限って募集・採用する場合には年齢制限を行うことを許容するとしている趣旨は、高年齢者の雇用の促進にあることから、例えば「65歳以上を募集」のように、60歳を上回る年齢を下限として募集・採用することは許されるが、「60歳から70歳までを募集」のように、年齢の上限を定めることは認められません。